

人文学研究科特待留学生制度について

【外国学専攻 博士後期課程】

1) 対象者

令和7(2025)年4月1日時点で以下のすべてに該当する者

- ①在留資格が「留学」である者。
 - ②国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等により授業料の支援を受けていない者。
 - ③民間奨学金等により、授業料支援を目的とした授業料相当額の支援を受けていない者。
- ※出願後に上記①～③のいずれかに該当しなくなったときは以下に速やかに連絡すること。

大阪大学人文学研究科策面事務部学生支援係 (jinbun-minoh-shien@office.osaka-u.ac.jp)

2) 申請方法

申請を希望する者は、願書の該当欄にチェックを付し、学生募集要項に定められた出願期間内に必要書類とともに提出してください。

3) 選考方法

特待留学生制度に申請した受験者のうち、入学試験に合格し、特に優秀と認められた者について人文学研究科特待留学生として採用します。選考は、修士論文を含めた出願書類の審査と入学試験の結果を総合的に判断して行います。

4) 採用結果の通知

選考の結果、特待留学生に採用される者には、冬期試験合格発表日に送付する合格通知書及び入学手続き案内文書に採用決定通知書を同封して通知します。

5) 入学後の支援

- ①在学中（標準修業年限内に限る）に納入すべき授業料の全額免除が適用されます。
- ②「グローバル人文学研究交流会」において、優先的に研究発表を行う機会を設けています。
- ③「特待留学生学会発表補助制度」により、学会等で研究発表を行う際の旅費補助を実施します。

※詳細は、大学院人文学研究科ウェブページにも掲載しております。

<https://www.hmt.osaka-u.ac.jp/exam/guide/sscholarship/>

6) その他留意事項

○特待留学生授業料免除制度の対象期間は、博士後期課程の標準修業年限3年の間に限るものとし、在学中に休学した場合、休学した期間は授業料免除の対象期間に含まれ、復学後に授業料免除の対象期間の繰り延べは行いません。また、当該課程入学時から標準修業年限である3年を経過した後は、特待留学生授業料免除制度の対象外となります。

○特待留学生に採用されても、入学料は免除されません。

○次の場合は、特待留学生授業料免除の実施が停止されます。

- ①「留学」の在留資格を取得せずに渡日したとき、または「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - ②標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
 - ③学則等に則り、停学等の懲戒処分を受けたとき。
 - ④他の制度により授業料免除を受けたとき。
 - ⑤学業成績等により本制度による免除対象者としてふさわしくないと大学が判断したとき。
- 特待留学生授業料免除制度以外にも、大阪大学では、経済的困難を有する学生を対象とした授業料免除等制度があります。よって、特待留学生に採用されなかった場合でも、経済的困難を有する学生を対象とした授業料免除等制度に申請することは可能です。